

第七回 参議院文部委員会會議録第七号

昭和二十五年二月二十八日(火曜日)午後一時三十八分開会

本日の會議に付した事件

○「元号」に関する調査の件

○委員長(田中耕太郎君) それでは只今から今日の文部委員会を開会いたします。

お諮り申し上げますが、本日の議題は六件ございまして、第一から第五までは法律案に係りしております。御異議がございせんければ議事の都合によりまして、第六の「元号」に関する調査を議題といたしたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) では御異議ないものと認めまして、「元号」に関する調査を議題といたします。

初めに御挨拶を申し上げます。この元号の問題は、国民生活全体に非常な密接な関係がある問題でございまして、而も又その調査に当りましては特別の学識見識等を必要とする重大問題でございまして、従つて本委員会におきましても、この調査に当りましてはできるだけ周到を期し、各方面の有識者の御意見を伺うということが必要でござい

ます。で、さうな趣旨を以ちまして、各方面の多数の専門の方々をお招きいたしまして、数日に亘りまして御意見を伺うこととした次第でございまして、今日はその第一着手といたしまして数名の方々には御足労を煩わしましたわけでございます。非常に御多忙中のところをわざわざお繰合せ頂き、殊に外国

に御出張になる御予定の龜山博士わざわざお出で下さいまして我々の調査をいろいろお助け頂きますことは感謝の至りに堪えないのでございます。で、皆様方に対してあらかじめ厚くお礼を申し上げます次第でございまして、それでは只今から御出席の方々の御意見を伺うことといたします。甚だ申しにくいのでございますが、できるだけ詳しく伺いたいと思つておられます。で、

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) それではさういふ趣旨を以ちまして、各方面の多数の専門の方々をお招きいたしまして、数日に亘りまして御意見を伺うこととした次第でございまして、今日はその第一着手といたしまして数名の方々には御足労を煩わしましたわけでございます。非常に御多忙中のところをわざわざお繰合せ頂き、殊に外国

○委員長(田中耕太郎君) それではさういふ趣旨を以ちまして、各方面の多数の専門の方々をお招きいたしまして、数日に亘りまして御意見を伺うこととした次第でございまして、今日はその第一着手といたしまして数名の方々には御足労を煩わしましたわけでございます。非常に御多忙中のところをわざわざお繰合せ頂き、殊に外国

りました当時におきましても新しい元号を定めます場合には、これは国の事柄として内閣総理大臣以下国務各大臣が副署をいたしました。当時の宮内大臣は、副署をいたしておらない次第でございまして、更に新憲法施行後の現在におきましては、特に宮内庁の所掌と相關する所がございせんので、従つて第一及び第二の問題につきましては、これはなか／＼むずかしい問題とは存じますが、宮内庁といたしましては以上の外格別申述することはない次第でございまして、この点御了承を頂きたいと存じます。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) それではさういふ趣旨を以ちまして、各方面の多数の専門の方々をお招きいたしまして、数日に亘りまして御意見を伺うこととした次第でございまして、今日はその第一着手といたしまして数名の方々には御足労を煩わしましたわけでございます。非常に御多忙中のところをわざわざお繰合せ頂き、殊に外国

○委員長(田中耕太郎君) それではさういふ趣旨を以ちまして、各方面の多数の専門の方々をお招きいたしまして、数日に亘りまして御意見を伺うこととした次第でございまして、今日はその第一着手といたしまして数名の方々には御足労を煩わしましたわけでございます。非常に御多忙中のところをわざわざお繰合せ頂き、殊に外国

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議がございせんければ、各御陳述になつた方々に対する質問は一応全部伺つた後にいたしたいと思つておられます。その外でも元が変更されますと勘定が非常に面倒になる。そういう点で第一に勘定がし易い。

理由が必ずしも十分には出て来ないと思ふのであります。このことは現に国定教科書の中にも相当大巾に西暦が採用されていることから見ましても申上げることができると考へるのであります。併し只今申上げましたことは、実は元号のいわば実用性でも申すべき方面からの話であります。元号はその外にも国民生活の全般に広く、又深く關係を持っておりますので、これを改めることがいいか、又これをどういふふうに改めたいかということは相當慎重に研究をしなければならぬ。又改めるといたしますならば、その手続についても相當慎重な態度をとる必要があるであらうというふうに考へられるのであります。ただ先程林さんからお話のありましたように、日本の国として元号を必要とする社会情勢からは、むしろ一歩遠ざかつておるといふようなことも考へられますし、又日本が国際社会の一員として立ちます場合には、従前よりも通信、交通の發達によつて、他国との關係が非常に深いといふことも考へられます。そういう見地から、若しこれが改善せられるならば、我々學術並びに教育の事に當る者にとつては非常に便利であるといふことを申上げることができると考へるのであります。

ただ私個人のことに少し偏するものであります。私共明治に生まれまして大正、昭和と経て来ております者は、この年号によりまして国内に關することだけはいはば思考の節約を圖つて来て参つたわけでありまして、ものを把握し或いはものを表現する際に、その意味の非常な便益を受けております。従つて個人としては相當に愛着を持つて

であります。が、こういう個人的な愛着というやうなことも、いろいろ皆さん方が御研究なさるに際しましては、國民一般の氣持を察して一応はおとり上げ願へれば仕合せと考へる次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。次に法務府法制意見長官佐藤達夫君。

○参考人(佐藤達夫君) 私は本日のお呼び出しの趣旨というものをはつきり了解いたしておりましたので、心構えとして持つて参つたところが多少この御趣旨と違ふかも知れませんが、十分そこらのお時間を頂けるようであります。私個人でありますけれども、要するに法制の実務をやつております者の立場から見ましての元号といふものについてのいろいろ氣付きを申上げ、何らかの御参考に供し得たらと思つております。

先程も話が出ましたように、元の皇室典範が廃止されました今日においての元号の形態といふものは、法律的に見ましてもいろいろむづかしいものがあるものであります。一口に申しますれば、これは少しよくない例であると思ひますけれども、強いて申上げますれば、現在一般に用いられております当用漢字といふものと一脈通じた性格を持つておるのじやないか、今日においてはそういう性格のものではないかといふふうに考へます。今日法律の成文のないものの例としては、例えば日本の國の日の丸の国旗であるのであります。或いは月、火、水、木、金、土といふやうな七曜といふものの制度といふものには正面から成文をもつて規定した法律は恐らく今日ないという状態

でありますけれども、国旗につきましてもは船舶法といふやうなものでそれを当然あるものとして引用しており、月、火、水、木、金、土については夏時刻といふやうなものでそれを引用しておるといふやうなことであります。

併し国旗でありますとか、月、火、水、木、金、土といふやうなもの、この元号といふものとは必ずしも同じやうなものであるといふようには私言ひ切れないと思ひます。今差當り当用漢字の例を手ごろな例として出したわけでございます。この当用漢字は、申すまでもなく内閣で告示いたしておりますと同時に、別途内閣訓令といふものが出て、少くとも官庁内部についてはこれを使えといふやうな御趣旨のお布令が出ておりますけれども、一般民間にこれは強制されておらないといふわけでありまして。ただ戸籍の關係では御承知のように子供が生まれました場合に、戸籍の出生届けをいたします場合に子供の姓名は簡易な当用漢字でなければいけないといふやうな特別の規定がありますから、その關係では民間に對する拘束力はあるといふことは言えます。それ以外については一般的の拘束力は民間に對してはないといふことが言えると思ひます。

今日におけるこの元号といふものも大体それと似たものである。例えば法律命令の施行期日でありますとか、その他特定の年を示す場合におきまして、法令その他の公文書では元号一本で行つております。ただそれ以外は今日本と對する文書では例外もございまして、これは旧憲法の時代から、例えば御批准書といふものにつきまし

ては神武天皇の即位紀元何年、昭和何年といふことを一貫して旧憲法時代用いられておつたわけでありまして。又條約の本文そのものから見ましても、日本が全權委員を出して調印したものであります。多敷國の條約の場合におきましては西暦一本で使ひ、或いは日本と或る國との二國間の條約の場合におきましては昭和と相手國の年号とをちやんぽんに両方二本立て使つた例もございまして。西暦一本立になつておつたやうな例も相當多數にございまして。降伏文書といふ特殊なものが、特殊の事情からでありまして。西暦一本立になつておるといふ例外はあるわけでありまして。

以上はお役所の側の關係であります。が、一般の民間につきまして元号を使ひといふ法的強制力は私もないものと見ております。ただ願書だとか或いは届書だとかいふやうなものの類につきまして、その様式が法令で決つておるものがあります。それを見ますと例えば戸籍の届出の場合でありますとか、或いは立候補の届出の文書の様式といふものが法令で決つておりますが、その中には届の日付のところは昭和何年何月何日と、わざ／＼昭和といふ文字を使う様式が決つておるものがございます。届出書の生年月日のところは、勿論明治生れの人も大正生れの人もございまして。ただ年月日となつておりますけれども、特に届書の日付の場合に昭和と書いたものも相當に見当ります。併しながらこれらものは結局様式でありまして、昭和といふことを成るべく使えといふやうな勸奨の意味に止まるものであつて、仮にその場合に千九百何十年と書いて届出をな

さつても、それは違法であるとか無効であるとかいふことには私は今日としてはならないのではないかと考へております。勿論私が戸籍の吏員であるとすれば、そういう年号が付けられていたる届書も受付けるといふふうに考へております。

以上が私の見ました現在の元号の實際でございますが、このままで推移して行つた場合に、將來皇位繼承が行なはれたときに定めらるべき新たな元号の問題が生ずるわけでありまして。このままで行けばそういう問題が生ずるわけでありまして。今まで申しましたやうなところからいまして、只今の昭和の元号に關する法的基礎と申しますか、法的性格といふものについてはいろ／＼の問題がございまして。けれども、今あるその性格といふものは、新たな年号の制定についてまでも一種の力を持つてゐるものといふふうには考へられませんが、殊に新憲法におきましては、天皇は一般の使用のために元号を定められるといふ告示権は認めておらないわけでございます。から、誰が如何なる手續でそれを定めるかといふことは、全く新しい問題と言わなければならぬと存するものであります。そのためには何かの立法措置が必要である、従つて元号につきまして今後別段の立法措置がなされません限りは、實際の問題としては現在の天皇の御一代限りといふことになつてはあつたまいかといふやうな感じを持つております。さやうな点から申しますと、仮にこの今の元号を廃止するのにはその時期はいつだらうかといふ、いつがいいかといふやうな問題があるといひますと、その手掛りと

しては今申しましたところから言えば、現在の天皇の御一代の終というところが一つの手掛りとして考えられはしないか、併しその手掛りは外にもいろいろ考え方がございます。例えば仮にこれをいわず西暦に切り換えるというところであれば丁度来年が手頃であるというふうな意味の一つの手掛りもありましようし、或いは又講和條約でも成立して我が國が眞の獨立國として出発するというような時期がよいのではないかと、いろいろな考え方もあると思ひます。このようにこの元号を仮にやめるといたしました場合のその時期ということにつきましては、いろいろ考えようはあると思ひますが、それは仮にこれを廃止するとして、代りに何を持つて来るかということになつて参りますと、大体勢のおもむくところというものは決しておなじやないかというふうな感じがいたします。即ちいわゆる西暦というふうなことに落着くのではないだらうか。大体この元号の問題の起りと申しますか、主眼点というものは元号そのものの存在が新憲法の下においてよろしくないということよりも、年の数え方を國際的な共通のものにするということが便利だ、これは尺貫法をやめてメートルにするというふうなことよりも、もつと大きな一つの広い利益を持つておるんだというふうなことが、恐らく主な観点であらうと思ひますからして、そういう角度から申しますれば、いわゆる西暦というところに落ち着かざるを得ないのではないかと私は考えます。ただこのいわゆる西暦を採りますにつきましては、それが沿革的にキリスト教に結び付いておるといふのではないかというふうなこ

とから、新憲法の政教の分離の原則、或いは信教の自由の原則の見地からどうであらうかというふうな一応の懸念は起ると思ひます。思ひますけれども、これは例えば現在新給與法でありますとか、銀行法などで日曜日を休むということに決つておるわけでありまう。この日曜日を休むということとは私はよく知りませんが、旧約聖書なんかにはやはり手掛りがある、宗教的な色彩がないでもないように聞いておられます。そういうふうなことを合せ考えればそう大して気にすべきことではないのではなからうか。現在の西暦そのものでは宗教などということよりも、もつと超越した世界的な特徴、年を迎えるための符牒というふうな存在として通用しておるものと思ひますから、その点から見てもそれ程深い心配をする必要はないのではないかと、いふように考えます。

最初申しましたように、ちよつと私の心の用意が皆様方の御要求と違つておつたかと思ひますが、一応以上のようなことを申し上げます。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。次に天文台長の萩原雄祐君は御差支のために御出席いたしてありません。わざ／＼書面によつて意見を提出されました、調査員の方で一つ書面の内容朗読を願ひます。

(吉田調査員朗読)

新憲法の制定後、「元号」に関して御問合せに接しましたが委員会へは欠席いたしますので私見を申し上げます。

一、「元号」は天文学的には關連がありませんから、政治的、社会的の方面から御考慮下さつてよろしい。

勿論天皇の一代において天災地變の際、改元の事があつた由ですが、これは天文学的には根拠がありません。

二、一世一元の制度の廃止後は現行曆の年と一致せしむる事。

昭和二十五年二月二十七日

東京天文台長 萩原雄祐

○委員長(田中耕太郎君) 次に統計委員会委員長大内兵衛君は遅刻されますのでお見えになつてから御意見を伺うことにいたしました。外務省調査局長與謝野秀君。

○参考人(與謝野秀君) 私も先程佐藤長官の言われました通りに、お招きを受けまして考えましたことと少し心構えが異なつたような気がいたしますが、最初に先ず皆さんの方ですでに御調査になつたと思うのでありますが、諸外國では一体どういふふうになつておるかというのを簡単に御参考までに申上げたいと思ひます。

大体キリスト教國である文明諸國においては西曆を採用いたしておりますことは申すまでもないのであります。これは西曆もいわゆるキリストの誕生という点から申しますと、多少ずれがあるという説もあるものであります。それが特に質されることもなくそのまゝ用いられておりますのは、恐らく慣行上の便宜という点からではないかと思ひます。ソヴィエト・ロシアにおきましては革命後キリスト曆は何ら問題とならずにそのまま採用されておるのであります。ただ紀元前何年というふうな言葉に英語で言えばB.C.、後はA.D.という符牒がございます。これがキリスト降誕前何年というものが、キリスト紀元前何年というふう

に変えられて行くといふところに差があるだけでございます。又アホメット諸國におきましてはそれ／＼國によつてニュアンスに違いがあるのでございます。大体回教曆といふのと西曆といふものを併用しておるのであります。ただ回教曆の方が公の場合には不可欠になつておる。トルコ、エジプトでは同時に使われておりますが、新聞等は回教曆を使つております。シリア、ペルシヤ等は大体西曆を用いております。ペルシヤは独自の年を日常生活にも用いられておりますが、日常生活では回教曆を用いております。タイ、カンボジア等の仏教諸國は仏教曆を用いて公文書等には西洋曆を用いられておられるのであります。又中國は國民政府統治下、民國何年という唱え方をしておつたのであります。今般成立した中國政府では公元何年という言葉を用いて西曆を採用いたしております。又ナチスのドイツではそのまゝキリスト曆を用いておつたのであります。が、ファシスト・イタリアでは、特にファッショ曆といふものを用ひまして西曆と併用しておつたのであります。私が申すまでもなくフランス革命の時代に、フランスでは一時革命曆を用ひ余り長く続かなかつた例もあります。又現在の大韓民國では詳しいことはよく分らないのであります。檀紀何年、この紀元は私はまだ詳しく調べるひまがなかつたのであります。檀紀四千何百年といふことになつておるので西曆よりも古い曆を用いておるようであります。

外國ではいろいろ例がありますけれども日本ではどうかと申しますと、先程佐藤長官が述べられましたようにこ

の一世一元の制度の廃止といふ問題の裏には、西曆の採用ということが表裏一体をなして考えられるのではないかと私は思ふのであります。それを前提としてなければ少し議論が立てにくいのであります。つまり一世一元の制度を採用されました明治の制度といふものは、過去の制度に比べますならば一大進歩、一大合理化されたものであつたろうと思ふのであります。過去の時代におきましては社會の出來事によつて或いは和銅であるとか或いは養老だとか、そういうことで急に年号が改められた例は沢山あつたと思ひます。例えば今で申せばアトミック・エイジ第四年目、こういうのが昔の一世一元でない場合には當然あり得たと思ふのであります。この場合一世一元の制度はどうだと聞かれますならば、それは一つの合理化、進歩であつたろうと思ふのであります。先程から申されておりますように日本は國際的立場に立つております際に、やはり西曆といふものを採用して参ることが、國際關係の上から見まして我々にとつて非常に便利であらう、従つて西曆の採用といふことは私は個人として大賛成なのであります。同時に日本の現在あります元号を廃止するかどうかといふことにつきましては、諸般の事情から慎重検討して或る場合には当分併用するといふ制度をとる場合もよろしうし、或る場合にはさつさとこれを廃止してしまふといふことも必要だと思ふのであります。直ぐ簡単に右から左に片付けなければならぬ程の重要問題とは私は考えておらないのであります。

尙外務省に働いております者の立場

から、従来外交上の條約締結等の際にどうであつたかと申しますならば、むしろ西暦一本であつたならば非常に便利であつたといふ場合も多かつたのであります。私もその締結の交渉などに携つたことがあるのであります。が、相手の國に特別の曆がある場合には、日本は一步も譲らず必ず昭和という字を入れろ、この昭和という字を入れるのに非常に肩身の狭い思いをしたこともないでもない。又三國同盟というような條約におきましては、イタリがファツシヨの曆を入れる、日本は日本の元号を入れるというやうなことで、非常に体裁の悪いやうなこともあつたやうであります。消極的に元号を廃止しても將來條約その他の点においては不便はなからうと、こう考へておるのであります。御諮問の答にそのまゝならないかと思つてあります。が、一応私の意見を述べさせて頂きました。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。次に教育刷新新委員会委員安藤正次君にお願いします。

○参考人(安藤正次君) 私は結論におきましては元号廃止に賛成のものであります。が、私個人の意見を述べますに當りまして一言御了承を得て置きたいことがあります。私の呼び出しにあずかりましたのは教育刷新新委員会の委員として存じますが、教育刷新新委員会におきましてはこの問題につきまして会の性質上、会としてのまとまつた意見を持つては参りません。以下私の申述べますことは要するに私個人の意見に止りますから、この点あらかじめ御了承をお願い申上げて置きたいと存じます。

それから私が個人といたしましては、元号廃止に賛成であると申しますことは、この元号といふものの性質に關する私の理解が根柢になつておりますから、一言申上げて置きたいと存じますが、我々東洋人といひましては過去の教育の上におきましていろいろこのやうな問題に触れることを教つて來ておるのであります。これが我々の感情を相當支配してゐることと考へます。外の國の年号を使うとか外の國の年の計算の方法を採用するといふやうなことは、如何にもよその國の政策を牽制するといふやうなものと一つになり勝ちであります。よその國の政策を牽制するやうなことを採用するといふことは如何にも我が國の独立性を傷つけるやうなものであるかのごとく感じられますので、そういう感じ、國民的感情とも申すべきものを基準にして考へますと、元号廃止といふことはよほどむづかしいことになつて参りますが、私の考へておりますところでは元号といふものは二つの紀年法であると思つております。年を計算する一つの方法である、もう一つは國民的感情といふやうな趣きが可なり軽減されて來るのではないかと存じます。明治の初におきまして一世一元のことが決定された場合には、一つの問題になつたやうにも同つておりますが、御承知のやうに昔におきましては或いは辛酉革命説、甲子革命説などの影響も受けて、年、或いは甲子に當る年には元号を改めるといふやうなことが専ら行われまして、或る天皇の御世には五年の間に七度も改元のことが行われたといふ

やうな実例もあるのであります。このやうなふに常に或る一つの考へ方から元号がしばしば改訂されるといふやうなことが若し將來において繼續されるにいたしますと、國民が紀年法の複雑なるのに非常に困惑することにも相成る次第でございます。將來におきましてはそういうやうな革命説や革命説の影響を受けてしばしば元号が変化されるといふことは恐らくあり得ないかと存じますけれども、今までの歴史的事實を考へて見ますと必ずしもそのことは保し得ないと思つております。先程申し上げましたやうに元号といふものは一つの紀年の法式であると思つて、この際におきまして成るべく國民の精神生活の上において多くの便宜を持つて簡明な紀年法を持つといふことが恐らく望ましいことではないかと考へられますので、先程申し上げましたやうに、私個人といたしましてはこの元号廃止について賛成の意見を持つものでございまして。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。これでもつて大内兵衛君を除くの外各専門の方々なり且つ官庁方面の代表の方々の御意見を伺ふことを終りました。只今までの御発言がございましたところにつきまして委員の方々から御質問がございまして、

○山本勇造君 この元号を廃止するとか廃止せんとかという前に、一体日本の現在の法律で年号の規定がどうなつておるかといふことは真先に僕はこの委員会が知り同時に又國民が知らなければいかんと思つておる。その意味で宮内庁の林さんとそれから意見長官の佐藤さんのお二人にお尋ねしたいと思つ

のであります。が、現在の新憲法の中には年号に対する規定が明瞭になつていないと思つておる。又先程お話がありました通り皇室典範の新しい方にはそれが全然なくなつてゐる。そういうことであります。と林さんにお伺ひしたいのですが、大變仮定の場合で恐縮でありますけれども、万一陛下が御退位になるとか或いは御崩御になるとか或いはやうな場合のときに、現在のまゝであつたら例え宮内庁としてはどう御処置をお取りになりますか。それについてちよつとお伺ひしたいと思つておる。

○参考人(林敬三君) それは仮定のことでございまして非常にむづかしいこととてございまして。先程佐藤達夫さんがおつしやいましたやうに、法制的にはそのときにどうするかという措置について書かれたものは何も無いといふことになつておると思つて。結局それまで何かやうな法制的措置を國でこれは講じて頂かなければならぬものと思つてございまして。あと佐藤さんからも附け足して頂きたいと思つておる。

○山本勇造君 同時に今のやうな問題です。佐藤さんのお立場からさつきの中にもちよつと触れていたとも思つておるけれども、やつぱりはつきりさしておく意味で、現在のまゝであつたときに前のやうな問題が起つたらどうするかといふやうな問題は、どうも現在のまゝでは法に不備がありはしないかと私考へられますので、その点について意見長官の御意見を……。

○参考人(佐藤達夫君) 政府の意見として私とて出て参つておるわけではございませんからこの場での私の考へてございまして、そのつもりでお聴取

り願いたいと思つておる。先程もちよつと解りましたやうに、現在の元号の法的根柢といふものについては、いろいろな考へ方が実はあろうと思つて私自身迷つておるのであります。例えば明治元年に布告が出ておりますが、その布告は何らかの意味を持つて、まだ現在の元号のよりどころのやうな意味を持つておるのではないかと考へるやうな考へ方もあります。或いは現在の元号が富士山の名前のやうなものであつて、事實上皆がそれを使つておるだけだといふやうな考へもございまして、これは実は私自身が迷つておるわけでございます。仮に一番法律的に手掛り求めて、前の明治元年の太政官布告が仮にある形で生き残つておるといたしまして、それはいろいろな観点から見まして、法律的にどう考へるか、或いは又現在例えはこの昭和といふ元号に従ふとか、或いは先程も触れましたやうに將來皇位の繼承があつた場合に、必ず新しい元号が出て行かねばならぬといふところまでの力を持つて生き延びておるといふところまでは、どうも言い切れないのじやないかという氣持がいたすのであります。従ひまして先程のやうなことで結局仮にこのまゝで推移した場合に、新しい皇位の繼承があつて而もそのときに又新たな元号を設けねばならぬといふことであれば、どうしてもそこに實際上の問題かも知れませんが、法的措置といふものが必要になるのではないかと考へておる。

○山本勇造君 もう一つお尋ねいたしますが、新憲法を制定されますときに憲法の中にもこのことがはつきりしておりませんが、併しながら

問われた意味でほぼ盡きておるような

気もするのでありますが、どうもはつきり私は御意見を掴みとれなかつたので重複するかも知れませんが、ちよつとお伺いしたい。この憲法を今度改正なさることに当りまして、年号のことは皇室令によるべきものではないというふう

に考えて取り除いたというふうにお話になりましたね。そういうふうにお伺いしたいですか。そこでその次に山本君の質問にあつたと思うが、天皇と縁を切つたということは主権と縁を切つたというのかどうか、これに対しては必ずしもそうでないだらう、こういう

お考えのようであります。その点を多少はつきりと一つ了解して貰いたいのだが、この憲法改正になつて主権在民になつたということは言うまでもない。それに沿つて作られたことは言うまでもないが、天皇は国家の象徴としての一つの地位を持つてゐるというところと私、憲法で認識しておるのであります。その場合に皇室令に元号という問題と天皇から縁を切る、当然自明の理のようにあなたがおつしやつたようであるが、私にはその自明の理由を考えられない点があるので、何故天皇の皇室令の中に元号というものを規定するといふ項目を取除けたのか、という理論を一遍はつきり聞かして貰いた

い。そこでそれが同時に、先程主権者でないことは言うまでもないのだが、象徴としては天皇が存立しておるのである。その国家の象徴としての存立しておる天皇によつて元号を決めるという

ことも、何も考え得ないものではないのである。そこで天皇の地位が違つたから主権がなくなつたといふことは、議論の余地のないことであるのだが、主権がなくなると同時に元号を規定するといふことの規定を当然なくすべきものではないか、というふうに言つたのはどういふ理由なのか、その理由は理由を一通聞かして貰いたい。

○参考人(佐藤達夫君) 大体お尋ねの趣旨を分つたつもりで答えたいと思いますが、後の分から先に申し上げたいと存じます。私が先程申し上げたところ

では、元号というものは、天皇の主権とか天皇が統治権力をお持ちになつておるといふことと結び付いて初めて元号といふものが成立するので、天皇がそういうものをお持ちになつておらない場合には、もう元号といふものは成立しないのじやないかといふことは言切れないと思う。即ち只今のお話にもありましたように、結局天皇との結び付きといふことは否定できませんけれども、その天皇が主権をお持ちになつていなくても、例えば今お話の

出た、憲法において国及び国民統合の象徴といふことで、天皇がちゃんと憲法で認められておる。又皇位の継承といふことも憲法で認められておる。従つてその天皇の御在世を一つのけじめとして年を数えるといふ意味での元号といふものは、考え得る事柄ではないかといふふうには私は申し上げたわけです。それでお分りになつたと思ひます。

○梅原眞隆君 それは分りました。

○参考人(佐藤達夫君) それから前の方の、皇室典範そのものの中になぜ入れなかつたかといふお話であります。これは昔の皇室典範の中にはいろいろ純粹に皇室の内部のこと以外のことと突は入つておつて、学者辺りからは、これは皇室典範に規定するよりも、もつと憲法そのものなり、或いは

外のもので規定して然るべきではないかといふことが當時から言われておつたわけですね。この元号の問題といふのも、皇室御一家でお使いになる年の数え方といふことならばこれは別でありますけれども、大体元号といふ今までの常識からいって、政府も、できれば一般の国民も、一応それをよりどころにするといふものであるならば、純粹の皇室関係のことを今度は新たに規定しようとしておる皇室典範からは除けた方がよいだらうといふことであつたのであります。

○梅原眞隆君 ちよつと佐藤さんにもう少しお伺いいたします。それでその問題は一応分りましたが、その次にこれは山本さんの方にお答えになつたようですが、つまり元号に関する規定、立法はこれは当然なくてはならぬと思う。併し今までの経過事実の上に、これは今までのいろいろな事情でまだできておらない、こういうのであるのか。どこかに規定すべきものであるのか、事情がどういふ動乱期だから手がそこまで届いておらんとするといふ意味なのか、

いふ別はこの規定は必要はないのだ、こういうふうにお考えであるのか。法制局の方ではどういふ御意見を持っておりますか、伺いたい。

○参考人(佐藤達夫君) それは先程も申しましたように、私の考えではありますけれども、大体態度を決める締切りといたうものは、現在の天皇の御一代が終るといふ時が最後の締切りではないかといふ気持があるわけですね。その間今日の昭和といふ元号をずっと使われて行くわけですね。それに関して昭和元号の裏付の立法といふものを一日も

早くしなければならぬといふところまでの必然的の要請はない。併し大体現在の天皇の、先程申しましたように御一代の終り頃には何らか立法問題が起るといふ事実だけを並べて申上げるわけでありまして。

○委員長(田中耕太郎君) 只今統計委員会委員長の大内兵衛君がお見えになりましたので、御意見なり又その他この問題につきましての御知識をお述べ頂きたいと思ひます。

○参考人(大内兵衛君) 御指名によりまして、日本国民が年を数えるのに元号即ち明治とか、大正とか、昭和とかによるのがよいのか、そうでなくて例え

ば西暦によるのがよいかという問題につきまして、私の考えは元号を用ゐるのはよくない、西暦によるべきである、こういうのであります。その理由を、社会に関する学者即ち広い意味における歴史家の一人といたしまして、

又特に政府の作る統計についての改善に関する委員会の委員長といたしまして申上げます。

御承知のように、統計はあらゆる自然現象特に社会現象、詳しく申しますと人口、地理或いは商工業、農業、交通、財政、金融、教育、犯罪、疾病

等、いろいろなことを、すべて社会に起るすべてのことを数字を以て現わすといふのが使命であります。その数字を以て現わすといふのはただ現わすだけではなくして、その数字相互の或る関係の間に存する原理を知るといふことが目的であります。この原理を知りますと社会はこういふふう動いてい

はつきりと分るわけでありまして、それが即ち統計が政治なり政策なりの基

礎になるということになつております。で、このことはつまり言葉換えればこういふことであります。あらゆる社会現象は時の経過とそれから場所の上にあるべきものであります。場所の上を一つにしてしまふといふと、すべての事柄が分らなくなる。併しながら時の経過といふものを一つの公分母としてあらゆることを現わして見ると、その間に昔と今とにこういふことがあつたといふことの中に一つの連絡があるといふこと、つまり公分母といふことが統計がよつて立つ理論であります。そこで公分母といふのが非常に必要

なわけである。それはつまり時間の関係が公分母になつております。そこでその時間の関係は世界中一つであります。このことは決して偶然ではないので、太陽が一つであり地球が一つであるといふことと必然に關係しておる

で、一週といふ或いは一ヶ月といふ或いは一年といふ、これはすべて世界共通の単位である、一目瞭然とあらゆる事柄を現わすことができる。そこで初めてこの統計といふものが、あらゆる地球上の場所の關係において異なつた事項を、一つの問題として一つの原理の中に集約するといふことになるのであります。従つて統計がうまく行くか行かないかといふことは、一つのこの世界と一つの単位とにそれを持つて行き得るかどうかといふことによつて決まるのであります。ところがこの目的のために元号で現わすのと世界中一つの層で現わすのとは大變な違ひが生ずるのであります。というのは、元号で現わすといふとどうしても百年の期間を三つとか四つとかに分けなければならぬといふことが必然的に起るの

みならず、その一年の中で或いは一つ或いは二つの区切りができるというところが必然なものであります。そうすると、例えば百年間に起つた事実を一つ知ろうと思えば、必ず元号で現わした場合には数回の寄算をしなければ、たつた一つのことを我々の頭の中に置くという事はできない、これがつまり統計を手掛けるオペレーションの上において、大変な手数になるのであります。それはつまりちよつとした統計上の仕事をいたしますので、使う数字は一つや二つではなくして何百何千という数字を使うのでありますから、その一つ／＼について二つなり三つなりの寄算をするということになりますと、大変に不便な非常に手数がかかるということになります。これが、統計的であるかないかということについて重大な関係を持つのであります。その国の国民が統計的であるかないかということが、即ちその国の政治及び政策が科学的であるか非科学的であるかということに、実に重大なる関係を持つのであります。

この一番簡単な例は、もうたび／＼皆さんも頭の中にお画きになり、ここでも話に出ておることだろうと思いますが、例えば小学校、中学校の生徒さんが歴史を覚える、單に覚えるのみならず西洋と比較するという上における不便であります。これはつまり誰でも知つておる例でありますけれども、日本の子供が西洋の事実と日本の事実と、或いは日本の事実と中華民国の事実とを連絡して、どうしても覚えにくいのみならず、覚えるのに大変な年間がかかるというのがその具体的な例であります。

あります。これは小学校、中学校の歴史を覚えるとか覚えなにかという問題でありますけれども、このことはたまたまそういう子供の問題についてそのなるのでありますけれども、我々は社会で学問をしておる、それをことに統計によつて数学的に操作して、その操作の中から一つの理屈を見付けようとする者にとりましては、その小学生の困難が数百、数千どころではなく、数万、数十万の数字の中に常に起つてくるのであります。一つの統計書を御覽下さいまして、その含んでおる数字は例えば統計年鑑のようなものでありまして数万に上つておるのであります。その一つ／＼は必ず西洋やアメリカの諸国の一つ／＼に該当するのであります。そうして又それが何百年前の或いは何十年前の事実と該当するのであります。その比較というものがつまり統計を生かす一つの方法であり、生かす理由なのであります。それが今申上げるような元号で示されておるとしますと、二回三回の寄算計算をした上でなければ頭の中に画けないということになりますと、どうしても日本人の考えが抽象的になり、そうして具体的事実に関するしつかりとした基礎に立つというときには、西洋人に比較しましては大変な困難を覚えるということになるのであります。

それを尙具体的に申しますと、と、世界の大きな国では皆人口調査をやつております。日本ではこれを國勢調査と言います。併し人口のみならずいろ／＼なことについて、特に今年は一九五〇年というので農業センサスといふこともやりますし、又工業センサスといふこともやりますし、ここで申

上げて置きますけれども今年の十月一日には日本の人口センサスもやるわけでありまして、一九五〇年は世界の統計のセンサスのコンファレンスが行われるわけでありまして、つまり今年日本がそれに成功するかどうかということが大変な世界の成績に関するわけでありまして、そのセンサスなるものは世界中どこでも五十年という期限でやつておるわけでありまして、日本では大正九年に始まりまして昭和五年、昭和十五年、昭和二十五年といふふうに行われるのであります。それが西洋では一九三〇年、四〇年、五〇年といふふうに行われております。そうしますと、日本でもつまり大正九年のセンサス人口調査の結果と今日と比べてどのくらいの差があるかということを勘定いたします。それは、どうしても大正昭和と数えなければならぬ。それが三十年前であるといふことは直ちに分らないのであります。西洋の統計書を見ますと一九二〇年、三〇年、四〇年といふふうにならぬと申します。直ぐにわけるわけでありまして、そういうふうにしてつまり世界的なセンサスといふものが、世界の約束によりましてやはり〇のついたとき五のついたときとやることに決まつて、事実日本もやつておるわけでありまして、たゞ／＼大正と昭和といふことがついておりますからうまく行かない。殊に五と〇とがそれにならぬといふことになりまして、勘定の上には非常な手間がかかることになると申します。そこで近頃の統計書は日本でも皆大正何年、昭和何年と書く以外に、千九百何年といふことを印刷するようになつて参りました。併しこのことは便宜方法としてや

つておるようなわけでありまして、大変な手間でありまして、統計書が一欄だけ植えるといふことになるので、そんなことは何でもないとあな方はお考えになるかも知れませんが、これも、あの歴大な政府の統計出版物全部にそれを付けるか付けないかといふことは大変な違いでありまして、併しそれを付けていないといふと西洋人は勿論のこと、日本人でも直ぐ頭に來ないといふことになるので、そういう意味におきまして、どうしても統計の上から参りますと元号なしに統計ができると、即ち国民が元号なしに年を記憶しておるようになつて頂きたいのであります。この前に統計を、それは使方の方のことを一つ／＼申しましたけれども、作る方はどうかと申しますと、これもすべての人が一つの元号で記憶いたしておりますといふと、例えば自分の生年月日、親の生年月日をそれで記憶いたしておりますといふと、統計を作る方では大変便利なものであります。と申しますのは、つまり國勢調査に見ましてもそのまま直ぐ書き入れればよいといふことになりまして、それが二つ三つになつておりますと何歳は幾つである、いつの年に當るといふことを勘定するのは大変都合が悪いのであります。どうかその点につきまして統計を作る者及び利用する者の便宜のために、他に非常な差支がないならば是非とも元号を廃止して太陽曆によつて一つの方針を、年を数えるといふ方向に決めて頂きたい、そう思うのであります。

最後に一言、私のこれは統計委員長としての私見でなくして、普通の市民としての考えを一応申しますが、この

元号というのは私の考えではやはり天皇制と共にあるものであつて、非常に密接な関係を持つておると思ひます。特にこの天皇制につきまして、天皇が國民を率ゐるの王土に非ざるなし、或いはすべての國民は天皇の御宝であるといふようなそういう時代、そういう觀念で作られておる社会制度の下において是非必要であらうと思ひますが、それはつまり天皇の御即位がすべての國民の生活の全部であるといふことを意味するといふ意味において、是非必要であらうと思ひますが、今日は必ずしもそうではないと思ひます。つまり今日は天皇は國家の象徴であります。が、併しその象徴であるといふ意味は、申すまでもなく國民と共に、國民の中にお在りになるということになつております。そうするといふと、つまり國民自身にはそれ／＼自分の生活がある、従つてそれ／＼自分の生活の記録はそれ／＼に保つていこうということになるのであつて、必ずしも天皇の御即位を以て自分の生活が始まつたといふふうには自分の日記をつけなくてもいいといふことになるのであります。そうではなくてむしろ世界の一人として他との關係において、一番便利な日誌のつけ方をすればいいといふことになるのだと思ひます。若しこの天皇が御自身の年齢を標準にして、そしてこれに対して國民がすべてそれに従つて、自分達の記録をつけなければならぬ、自分達の記録を作らなければならぬ、或いは人間天皇主義に反する、そう思うのであります。そういうことに今の制度はなつていないと思ひし、又そういうことをすること自体は

余り適当でないと思うのであります。

そういうことは欠いたからといって決して天皇に対する我々の親愛の情をどうとかこうとかいうのではなくして、そういうことに対する不便を我々が除くということが真に日本国民を民主化し、新しい制度の下における天皇制を支持するゆえんであると、そう私個人としては考えるものであります。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。大内君の御陳述を含めまして先程からの質疑を継続いたします。

○参考人(與謝野秀君) 先程佐藤さんの御質問がございましたが、印度とパキスタンの件であります。両国とも西暦を用いております。

○岩間正男君 これは今の大内さんのお話も非常に連関が出るのですが、先程天皇制と元号は法的には根拠がないと、こういうお話であります。併し法的でなくとも非常に国民感情、国民生活の上にはやはり深い関係があったのじやないかと、この点佐藤さんのお話では少し不明瞭だと思つたのであります。例えば昭和の聖代とか明治の大御世とかこういうことを言つたので、これはやはり元号と非常に深い関係があるのと、こういうふうに考えられる節があるのですが、佐藤さんこの点については如何ですか。

○参考人(佐藤達夫君) 岩間さんは芸術家であらせられますので(笑)そういうお話になるのでありますが、これはやはり芸術的な表現でしてですね、法律的に見て昭和というものを切り離した場合は、そのお供がついておる場合とは又違つてはいないかというふうに

考えます。

○岩間正男君 実は佐藤さんはそういうふうにお話されますが、今の芸術家というお話は何ですが、今度は與謝野さんに聞きたいのですが、元号と一緒に西暦を併せて書かなければならぬという事は、非常に肩身が狭いというお話がございましたが、肩身が狭いばかりでなく、外交官として不便を感じられた点、そういうことがありましたらお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、これもやはり今の大内さんのお話と連関いたしますが、日本人の国際的連帯性といふことが、そういうところで日常生活の中でつまり国際的な西暦を用いておるということによつてですね、同時に国際的連帯性を日常生活の中ではつきり確立して行くという便宜が出て来るのではないかと、こういうふうに思われますけれども、元号といふものは日本のだけに用いておるために、やはりそういうような眼が開けなかつたというふうなところから、外交的な今までの立場から考へになつたことがあるかどうか。こういう点についていろいろ不便を感じられたことがありましたら、その点をどうぞお願いいたします。

○参考人(與謝野秀君) 先程申しましたことは少し言葉が足りなかつたかとも思ふのであります。実は相手の国が自分の国に特殊の元号を持つておつてそれを書く場合に、日本も日本の特殊の元号を持つておつたならば併せて書くという事は、別に肩身が狭い筈はないではないかという考へ方は当然あると思ひますが、やはり條約などとい

うものは一刻を争う場合がありまして、その場合には昭和何年がこれが千九百何年にコレスボンとするのだということを相手方に納得させる場合に、非常に困つたような例がないではなかつたのであります。過去におきましては多数の一般條約は勿論その他の條約におきましても勿論西暦だけを用いた場合もあつたのであります。特に昭和になりましてから後に一種のナショナリズムから、日本の元号といふものを承知させることが、国威の発揚であるといふように考えられた傾向が私は確かにあつたように感ずるのであります。尚私が過去二十数年の外交官として生活し不便を感じたといふ点は、まあ多々あるものであります。これも先程大内先生がおつしやつたように、統計等の問題と同じようなことがして、我々は常に何年何月に何事が起つたかといふことを考えるのであります。昭和六年は一九三一年なり、昭和二十年は一九四五年なりといふところに目標の石を始終頭の中に植へつけて置かないと、そのことがすつと出て来ない、始終相手方と応酬の場合にも困るのであります。私は外交官などの意見を出されるのであります。常に明治何年は西暦何年なりといふ目標の石が頭の中に十ぐらゐり植わつておるから初めて人と応対ができるのであります。こゝろ、こゝろといふ点に多々不便を感じておるわけでありまして。

○委員長(田中耕太郎君) 他に御発言はありませんか。

○山本勇造君 天文台の萩原さんが御出席になれないようでありまして、代理の方がお出で下さつておるようでありまして、先程お読みになりましたあの言葉は、ちよつと私不明瞭な気がいたしました。あなたではつきりさせて頂ければ都合がいいと思つてお尋ねしたいのですが……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) さようでございます。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(前山仁郎君) それは現行グレゴリオ暦のことを意味しておつたわけでありまして。西洋に一般に……。

○参考人(大内兵衛君) そうです。尙私は曆のことを知りませんが西曆のことです。

○堀越儀郎君 これは一般に通用している言葉ですか。

○参考人(大内兵衛君) ええそうです、太陽曆とか西洋曆ともいい……。

○堀越儀郎君 現在一九五〇年、太陽曆の一九五〇年ということはあり得るのですか、使われているんですか。

○参考人(大内兵衛君) そうだろうと思います。

○堀越儀郎君 つまり西曆という言葉の代りに、そういうことを使っているんですか。

○参考人(大内兵衛君) 常識です、詳しいことを知りません。

○参考人(與謝野秀君) 今に關連して、ソヴィエツト革命までは旧曆を使っていたが、革命の際に西曆を採用すると同時に太陽曆を採用するといふ……。

○堀越儀郎君 世界太陽曆ということについて、一般に使われているのか又それを使っているのか。

○参考人(與謝野秀君) 現在は大体いづれも共通になっております。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言ございませんか。

○藤田芳雄君 今の二の閣年に関するところで佐藤さんにお伺いしますが、閣年に関する件というのが明治三十一年の勅令で出ているわけですね。これは現在法律としては生きておらないのでございますか、どうなんですか。

○参考人(佐藤達夫君) これも実はむづかしい問題を含んでおりますが、私の考えでは、或る意味においては生きています。或る意味と申しますのは、丁度

告示と申しますか、いわゆる法律というやうな人を拘束するというやうな力のない一つの基準を示した告示、先程も当用漢字の例で申上げましたけれども、常識的に言えば大きく言つてそれに近いやうな意味で、そうあつたものと思ひますし、その意味で今日もあるといふふうに考えております。

○藤田芳雄君 多分これは世界共通のとおり方を出したものだと思つておりますが、やはりこうしたもののがどこかに根拠を出されなくちやならぬわけですが、いかがですか。

○参考人(佐藤達夫君) こういう古い法令、只今のような御疑念が起るやうなものがあります。そういうものはやはり機会あるごとにはつきりした形に、新しい形をお書き改めを願うことが望ましいことであるといふように考えております。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言ございませんか。

○山本勇造君 佐藤さん、今のは何ですか、明治元年のことと言つていたのですか。

○参考人(佐藤達夫君) いいえ、三十一年のことです。

○山本勇造君 そうですか。

○委員長(田中耕太郎君) 別に御発言もないやうでございしますから、それでは学識経験者の方々の御意見を伺うことはこの程度にいたしてよろしうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それではちよつと御挨拶を申し上げます。今日は極めて重要な元号制度の問題につきまして、各方面の権威の方々の御出席を得まして、この問題につきまして或いは

判断の材料になりますところのいろいろな知識なり、又學術の御意見を承わらして頂きまして、我々この問題を慎重審議いたします上に極めて重要な材料を得まして参考になることが少くなかつたのでございします。誠に御忙しところをわざわざ御足労を願ひいたしましたことを重ねて厚くお礼を申し上げます次第でございします。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始め下さい。

〔元号に關する調査につきましてはこの程度に止めて、法案が教育職員免許法の一部を改正する法律案、その他三件ございしますが今日は如何いたしましうか。〕

○藤田芳雄君 本日はこのあと重要な本会議もありまして、この程度で打ち切りますので如何でしよう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは御異議ないものと認めます。今日はこの程度で委員会を閉会いたします。

午後三時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君

理事 若木 勝藏君

委員 藤田 芳雄君

河崎 ナツ君

河野 正夫君

岡崎 眞一君

左藤 義詮君

大隈 信幸君

星 一君

梅原 眞隆君

堀越 儀郎君

三島 通陽君

山本 勇造君

岩間 正男君

吉田 隆君

参考人 宮内庁次長 林 敬三君

學術會議会長 龜山 直人君

教育大學学長 柴沼 直君

法務府法制 佐藤 達夫君

意見長官 與謝野 秀君

外務省調査局長 安藤 正次君

教育刷新委員会 大内 兵衛君

統計委員会 前山 仁郎君

文台(編 天文科) 天文科(編 天文科)

曆部勤務) 曆部勤務)

二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

第四十六條但書を次のように改める。但し、定時制の課程を置く場合は、その修業年限は、四年以上とする。

第五十條に次の二項を加える。高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

技術職員は、技術に従事する。第五十一條中「第二十八條第二項及び第四項まで、第六項及び第七項並びに第三十四條」を「第二十八條第三項から第七項まで及び第三十四條」に改める。

第五十八條第二項中「前項の外、」の下に「講師、技術職員その他」を加え、同條に次の一項を加える。講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 大学は、大学に学長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は學術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名譽教授の称号を授與することができる。

第七十條中「及び第四十五條」を、「第四十五條及び第五十條第三項」に改める。

第八十三條第一項中「教育」の下に「(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く。)」を加え、同條第二項中「各種学校」の下に「その他第一條に掲げるもの以外の教育施設」を加える。

第八十四條第一項を次のように改

める。

都道府県監督庁は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができ、但し、その期間は、一箇月を下ることができない。

都道府県監督庁は、前項の関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き各種学校の教育を行っているとき、又は同項の規定による勧告に従つて各種学校設置の認可を申請したがその認可が得ら

る。

第九十四條中「学位令」を「国立総合大学等の名譽教授に関する勅令」に改め、高等商船学校の名譽教授に関する勅令」

第九十六條を次のように改める。

第九十六條 削除

第九十八條の次に次の一條を加える。

第九十八條の二 第六十八條の二の規定により名譽教授の称号を授與する場合においては、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。以下本條において同じ。）又は教員としての勤務を考慮することができ、ものとする。

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として勤務した者

れなかつた場合において引き続き各種学校の教育を行つてゐるときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

第八十四條第二項中「前項を前二項」に改め、同條に次の一項を加える。

都道府県知事は、第二項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

第八十九條中「閉鎖命令」の下に「又は第八十四條第二項の規定による命令」を加える。

に對し、第六十八條の二の規定に準じて名譽教授の称号を授與することができる。

附則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

一、教育職員免許法および同施行法中一部改正に関する請願（第八六四号）
一、標準教育費法制定に関する請願（第九〇四号）
一、手芸教育振興に関する請願（第九三二号）
一、教育委員会法中一部改正に関する請願（第九四二号）
一、教育職員免許法および同施行法中一部改正に関する請願（第九四二号）
一、教育部員免許法および同施行法中一部改正に関する請願（第九四二号）
一、標準教育費法制定に関する請願（第九三二号）
一、新制中学校建築費国库補助に関する請願（第一六五号）
第八五二号 昭和二十五年二月十一日受理
青年教育の振興に関する請願
請願者 福島県議會議長 蓮沼龍輔
紹介議員 橋本萬右衛門君
現在青年層の大部分は、基礎的教養を積み重ねて、一方急激な社会情勢の変化に遭遇して、自身の教養の空白を痛感しているが、道義心の作興、生活の刷新、産業の振興等によつて、平和と日本を建設するには、堅実な思想と時代に即した教養を体得する青年の力によるものであるから、青年教育の振興を期するため、青年団体指導者用の資料の発行、青年講座等の開設、勤労青年教育対策機関の設置ならびに市町村に専任職員等の配置等の処置を講ぜられたいとの請願。

第八六四号 昭和二十五年二月十三日受理
教育職員免許法および同施行法中一部改正に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡曾根町 曾根町立小学校内新潟県教育職員組合西蒲原郡支部内 小川喜代治
紹介議員 藤田 芳雄君
教育職員免許法および同施行法は、種々の不合理な点があり、とくに現職の教育職員に及ぼす影響が大きいから、教育職員免許法については、臨時免許状の期限延長、必要単位数の軽減、勤務年数の通算等の諸事項を、同施行法については、任用資格条件の均衡等に関して改正せられたいとの請願。
第九〇四号 昭和二十五年二月十四日受理
標準教育費法制定に関する請願
請願者 群馬県前橋市曲輪町二五群馬県教育委員会内 平田吾郎
紹介議員 境野 清雄君
現在義務教育費が非常に少額で、教育の実施に支障をきたしているとき、今回平衡交付金の制定により、地方公共団体に対する国庫補助が地方の財政実績に応じて実施されることになったことは、地方教育界にとり誠に喜びに耐えないが、さらに一歩を進めて、此の平衡交付金の中に占められる教育費の率算定の基準となる義務教育の標準教育費を法律によつて制定せられて教育予算の安定を図り義務教育の完全実施を期せられたいとの請願。

第九三二号 昭和二十五年二月十五日受理
手芸教育振興に関する請願
請願者 東京都文京区大塚窪町 三五東京女子高等師範学校内手芸教育研究会内 国登貞治外九百八十八名
紹介議員 野田 俊作君 木内キヤウ君
工芸美術国として世界に知られ、個人の日常生活をはじめ、産業貿易にまで重要な役割を果していた手芸は戦争中非常に沈滞をみたが、手芸の復興を図り、永年の歴史にはぐくまれた優秀な特技をのばすには、手芸教育の振興が必要であるから、小、中学校における手芸教育の拡充はもとより、高等学校、大学においても適当な手芸教育を行い、また手芸教員の養成機関を設置せられたいとの請願。
第九四二号 昭和二十五年二月十六日受理
教育委員会法中一部改正に関する請願
請願者 山形県庁内山形県教育委員会内 田中新治
紹介議員 小杉 繁安君 安達良助君 尾形六郎兵衛君
さきに制定された教育委員会法は、過去一箇年余の実績をみると、その運営に地方の実情に即さない中央集権的官僚行政が横行されている事実があるから、教育本来の目的を達成するため、教育委員会設置の範囲を都道府県および五大都市とするよう同法を改正せられたいとの請願。

第九四二号 昭和二十五年二月十六日受理

教育職員免許法および同施行法中一部改正に関する請願

請願者 山形県庁内山形県教員組合内 田中新治

紹介議員 小杉 繁安君 安達 良助君 尾形六郎兵衛君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九四三号 昭和二十五年二月十六日受理

標準教育費法制定に関する請願

請願者 山形県庁内山形県教員組合内 田中新治

紹介議員 小杉 繁安君 安達 良助君 尾形六郎兵衛君

シャウプ勧告に基づく平衡交付金制度は、地方自治精神の高揚に資するところが多いが、本制度の効果が適確に表出されるためには、地方自治の機構と機能が相当程度進歩していることが不可欠の要件と考えられる。しかるにわが国の現状は民主主義建設の初期の段階にあるため、本制度の完全な実施はむしろ害があるから、教育財政確立のために標準教育費法を制定し、(一)標準教育費支出の義務規定を明記すること、(二)適用範囲を義務教育のみならず高校までとすること、(三)児童生徒一人当りの単価を充分にすること、(四)この法律に定める標準は、最低を意味するものであることを明記すること等の処置を採らねばとの請願。

第一六五号 昭和二十五年二月十五日受理

新制中学校建築費国庫補助に関する陳情(四通)

陳情者 鹿兒島県川辺郡万世町長 二田満志外四名

六・三制教育の理想実現のためには校舎の建築が先決問題であるが、鹿兒島県の万世、益山、小湊の各新制中学校はそれぞれの地区の小学校に併設されており、また地方財政上新校舎建築は不可能な状況であるから、中学校建築費に対し国庫補助をせられたいとの陳情。

昭和二十五年三月十三日印刷

昭和二十五年三月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所